

国民健康保険税が大きく変わりました

平成20年4月から、後期高齢者医療制度の開始に伴い、新たに国民健康保険税の算定に後期高齢者支援金等分が加わったことや、年金からの特別徴収の開始など、国民健康保険税が大きく変わりました。

3本立て課税に変更

国民健康保険税は、今までの医療分と介護分のほかに、後期高齢者支援金等分が新たに加わります。

しかし、現行の枠組みの中での3方式課税となりますので、前年と同一所得、同一の世帯構成であれば課税額に変更はありません。

改正前

医療分 すべての加入者に課税されます		
所得割額	前年中の総所得に応じて算定	8.8%
資産割額	当該年度資産税額に応じて算定	40.0%
均等割額	加入者1人あたりの額	21,000円
平等割額	1世帯あたりの額 (賦課限度額 530,000円)	21,000円

介護分 40歳から64歳の加入者に課税されます		
所得割額	前年中の総所得に応じて算定	1.3%
均等割額	加入者1人あたりの額 (賦課限度額 80,000円)	13,000円

改正後

医療分 すべての加入者に課税されます		
所得割額		6.3%
資産割額		40.0%
均等割額		12,000円
平等割額		21,000円
(賦課限度額 410,000円)		

新 後期高齢者支援金等分 すべての加入者に課税されます		
所得割額		2.5%
均等割額		9,000円
(賦課限度額 120,000円)		

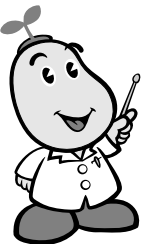
介護分 40歳から64歳の加入者に課税されます		
所得割額		1.3%
均等割額		13,000円
(賦課限度額 80,000円)		

※介護分に変更はありません

保険税の軽減措置

75歳以上のかたが、後期高齢者医療制度へ移行することで、その世帯の負担が急に増えないように減額措置が新設されました。

例えば...



夫婦2人世帯で保険税の軽減を受けていた場合、今までと世帯構成や夫婦の収入に変更がなければ、その年度から5年間、以前と同様の減額措置を受けられます。

夫が後期高齢者医療制度へ移り、国民健康保険の加入者が1人となった場合、世帯あたりに課税される平等割額が、変更となった月から5年間、半額になります。

ほかの健康保険の被扶養者であった65歳から74歳までのかたが、新たに国民健康保険に加入した場合、申請により2年間減免措置が受けられます。

- 所得割額および資産税割額…免除
- 均等割額……………半額
- 平等割額…被扶養者であったかたのみで構成される場合は半額

年金からの天引き(特別徴収)

国民健康保険税を年金から支払っていただく特別徴収が、10月から始まります。

※今まで、口座振替で確実に納付していたかたは、希望により口座振替のまま納付できることもありますので、問い合わせください。

天引きになるかた…

- 世帯内の国民健康保険加入者全員が、65歳から74歳までの世帯の世帯主(擬制世帯主を除く)
- 上記の世帯主が、年額18万円以上の年金受給者
- 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えていないかた

特別徴収・普通徴収の判定例

世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳の場合	→ 特別徴収
世帯主(国保)72歳、妻(国保)63歳の場合	→ 普通徴収
世帯主(後期高齢者医療・擬制世帯主)78歳、妻(国保)68歳の場合	→ 普通徴収
世帯主(社保・擬制世帯主)72歳、妻(国保)68歳の場合	→ 普通徴収
世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(国保)40歳の場合	→ 普通徴収
世帯主(国保)72歳、妻(国保)68歳、子(社保)40歳の場合	→ 特別徴収

問い合わせ…国民健康保険課